

答え合わせ・解説

問1	答え 2 衆議院	予算案は、内閣が最初に衆議院に提出しなければなりません。これを「衆議院の先議権」といいます。衆議院で慎重に審議され、可決された後に参議院へと送られます。この制度により、国民の代表の意思が予算編成に最初から反映される仕組みになっています。
問2	答え 4 付随的違憲審査制	裁判所が特定の法律だけを切り出して審査するのではなく、具体的な裁判事件の解決に必要なときに、その事件に関連する法律が憲法に違反しているかを審査します。これを付随的違憲審査制と呼びます。
問3	答え 2 違憲立法審査権	最高裁判所は、司法権の長として「憲法の番人」と呼ばれます。国会で成立した法律であっても、違憲であると判断すればその効力を否定できます。この強大な権限により、民主主義の中での立憲主義が守られ、人権が保障されます。
問4	答え 3 衆議院	衆議院は議員の任期が4年と短く、途中で解散が行われる可能性があるため、その時々国民の意思を迅速に国会に伝えることができます。また、予算の議決や内閣総理大臣の指名などにおいて、参議院よりも優先される「衆議院の優越」という強い権限が与えられています。
問5	答え 4 地方裁判所	地方裁判所で行われる特定の重大な刑事事件において、くじで選ばれた裁判員が裁判官と共に審理に参加します。有罪か無罪か、また量刑はどの程度にするかを話し合っ決めていきます。
問6	答え 2 控訴	地方裁判所や簡易裁判所で行われた第一審の判決に対し、所定の期間内に高等裁判所へ申し立てを行います。これにより、裁判官の交代を含めた多角的な審理が期待されます。
問7	答え 1 裁判員	殺人などの重大事件において、くじで選ばれた市民が「裁判員」として法廷に立ちます。裁判官とともに証拠を確認し、被告人が有罪かどうか、有罪ならどれくらいの刑罰が妥当かを話し合っ決めていきます。市民の視点が加わることで、判決に社会的な納得感を持たせる狙いがあります。
問8	答え 3 6年	6年という長い任期の中で、3年ごとに半数を改選します。衆議院のように解散がないため、政治状況に左右されにくく、専門的な知識や経験を持った議員がじっくりと議論を行うことが可能です。
問9	答え 4 推定無罪	「推定無罪」は、刑事裁判の根幹をなす原則です。検察側が犯罪の事実を立証できない限り、被告人は有罪とはなりません。また、弁護人をつけて防御する権利も保障されており、国家権力による不当な処罰から市民を守っています。
問10	答え 1 審級制度	日本は第一審、控訴審、上告審という3段階の審級制をとっています。同じ事実関係を慎重に見直すことで、人権を守り、公平な判決を導き出すことを目的としています。
問11	答え 2 司法権	司法権は、法律やその他の法を適用して、具体的な争いを解決する権限です。日本では裁判所がこの権限を独占しており、他の機関から干渉を受けない独立性が憲法で保障されています。
問12	答え 4 和解	和解は、裁判官の仲立ちや当事者同士の話し合いによって合意に至る解決策です。双方が納得できる条件で譲歩するため、判決よりも納得感が高く、早期解決につながりやすいという利点があります。確定した和解は、裁判の判決と同じ効力を持ちます。
問13	答え 3 弾劾裁判	衆議院と参議院の議員で構成される「裁判官弾劾裁判所」で行われます。国会の裁判官訴追委員会から訴追された裁判官について、公職にふさわしいかどうかを審理し、罷免の判決を下すことができます。
問14	答え 2 司法権の独立	裁判官は、憲法と法律にのみ従い、自身の良心に従って独立してその職権を行使します。行政や国会からの干渉を受けないことで、国民の権利を守り、法による公正な紛争解決を可能にします。
問15	答え 3 解散	内閣総理大臣の助言と承認に基づき、天皇の国事行為として行われます。解散が行われると、衆議院議員は全員その地位を失い、40日以内に総選挙が実施されます。これにより、政権に対する国民の審判を下すことが可能となります。

答え合わせ・解説

問1	答え 4 推定無罪	「推定無罪」は、刑事裁判の根幹をなす原則です。検察側が犯罪の事実を立証できない限り、被告人は有罪とはなりません。また、弁護人をつけて防御する権利も保障されており、国家権力による不当な処罰から市民を守っています。
問2	答え 1 法律審	第一審や第二審とは異なり、証拠の再検討（事実審）は行わず、憲法違反や判例の誤りがないかのみを審査します。これを法律審と呼びます。
問3	答え 2 衆議院の優越	衆議院の優越とは、憲法で定められた衆議院が持つ強い権限です。予算の議決において両院が不一致の場合、両院協議会を経て結論が出なければ、衆議院の議決が国会の議決となります。また、内閣総理大臣の指名や条約の承認についても同様の優越が認められています。衆議院の方が任期が短く、解散もあるため、国民の意見の変化に敏感であるという点が根拠となっています。
問4	答え 4 控訴	控訴は、第一審の裁判所が下した判決に対して行われ、主に高等裁判所が第二審として審理を行います。事実関係に誤りがないかや、法律の適用が正しいかどうか改めてチェックされます。
問5	答え 2 上告	上告は、三審制における第三審（最高裁判所への申し立て）を指します。上告は、原判決が憲法に違反している場合や、過去の判例と判断が異なる場合などに限定して認められるのが原則です。
問6	答え 3 内閣不信任案	衆議院でこの決議が可決された場合、内閣は10日以内に衆議院を解散しない限り、総辞職しなければなりません。これは、立法権と行政権の密接な関係を示す仕組みです。
問7	答え 2 控訴	地方裁判所や簡易裁判所で行われた第一審の判決に対し、所定の期間内に高等裁判所へ申し立てを行います。これにより、裁判官の交代を含めた多角的な審理が期待されます。
問8	答え 4 起訴	「起訴」は検察官のみができる権限で、これによって刑事裁判が開始されます。起訴されると、その人は被告人と呼ばれ、裁判所に「有罪か無罪か、またどのような刑罰を与えるべきか」を審理されることになります。検察官は、国家の代表として犯罪の事実を証明する責任を負います。
問9	答え 3 解散	内閣総理大臣の助言と承認に基づき、天皇の国事行為として行われます。解散が行われると、衆議院議員は全員その地位を失い、40日以内に総選挙が実施されます。これにより、政権に対する国民の審判を下すことが可能となります。
問10	答え 4 特別国会	特別国会は、衆議院の解散に伴う総選挙が行われた日から30日以内に召集される国会です。最大の任務は、新しく選ばれた国会議員の中から、日本の行政のトップである内閣総理大臣を指名することです。これは国民の負託を受けた衆議院の権限として重視されています。
問11	答え 1 内閣不信任決議	衆議院のみが持つ権限で、内閣の運営が不適切であると判断された際に可決されます。可決された場合、内閣は10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければなりません。これにより国会は内閣をコントロールし、政治の責任を明確にする役割を果たしています。
問12	答え 3 衆議院議員総選挙	国民審査は、最高裁判所の裁判官が任命された後、初めて行われる衆議院議員総選挙の際に投票が行われます。その後も10年経過するごとに同様の審査が行われます。
問13	答え 4 違憲審査権	裁判所がこの権限を行使することで、人権を侵害するような法律や、憲法の規定に反する行政活動を阻止します。これは、権力分立において裁判所が行政や立法を抑制する非常に強力な役割を果たしていることを意味します。
問14	答え 3 国務大臣	内閣総理大臣が任命するメンバーで、各省庁の長などの重要な役割を担います。憲法に基づき、その過半数は必ず国会議員でなければなりません。また、文民でなければならないという制限もあります。
問15	答え 4 和解	和解は、裁判官の仲立ちや当事者同士の話し合いによって合意に至る解決策です。双方が納得できる条件で譲歩するため、判決よりも納得感が高く、早期解決につながりやすいという利点があります。確定した和解は、裁判の判決と同じ効力を持ちます。
問16	答え 2 日本国憲法	日本国憲法は、日本のすべての法律や命令、行政の決定よりも高い位にある「最高法規」です。国会が制定するいかなる法律も、憲法の精神や規定に反する内容は無効となります。これは「憲法尊重擁護義務」として、国会議員や裁判官、公務員などが憲法を守ることを義務付けられていることから分かります。

問1 裁判所が自ら積極的に法律を審査するのではなく、実際の裁判において具体的に争われている事件についてのみ審査を行う仕組みを何という？

1. 司法消極主義 2. 憲法改正 3. 違憲判決 4. 付随的違憲審査制

問2 衆議院に参議院よりも強い権限が与えられている理由として、任期が短く、内閣が持つどのような権限が存在するためとされるか？

1. 解散 2. 弾劾裁判 3. 予算先議権 4. 国政調査権

問3 衆議院で可決され参議院で否決された法律案を、再び衆議院で成立させるために必要な賛成比率はどれくらいか？

1. 3分の1 2. 2分の1 3. 3分の2 4. 4分の3

問4 参議院は慎重な審議を行うことから、よく何と呼ばれている？

1. 良識の府 2. 主権の存する所 3. 民意の代表 4. 最高機関

問5 裁判所が他の国家機関から干渉されず、公平に法に基づいて判断を行う権利を何という？

1. 行政権の行使 2. 司法権の独立 3. 立法権の強化 4. 裁判官の罷免

問6 民事裁判の第一審判決に不服があり、第二審の裁判所へやり直しを求める手続きを何という？

1. 上告 2. 抗告 3. 再審 4. 控訴

問7 第一審の判決に対して不服がある場合に、その判決の取り消しや変更を求めて上級裁判所に申し立てることを何という？

1. 上告 2. 抗告 3. 再審 4. 控訴

問8 日本において、誤判を防ぎ慎重な審理を行うために採用されている、3回まで裁判を受けられる制度全体を何という？

1. 三審制 2. 弾劾裁判 3. 陪審制 4. 参審制

問9 国の予算案を最初に提出しなければならないとされている、国会の議院を何という？

1. 参議院 2. 衆議院 3. 最高裁判所 4. 内閣

問10 国会は法律を制定し、内閣は行政を行い、裁判所が法に基づいて判断を下すために行使する権限を何という？

1. 統治権 2. 司法権 3. 行政権 4. 立法権

問11 刑事裁判において、検察官が裁判所に対して、特定の人物を罰するよう求める手続きを何という？

1. 不起訴 2. 上訴 3. 再審 4. 起訴

問12 民事裁判において、判決を下すのではなく、当事者同士が話し合っ合意し、解決を図ることを何という？

1. 上告 2. 告訴 3. 判決 4. 和解

問13 国民審査において、裁判官をやめさせるべきだという意思表示を何という？

1. 再任 2. 任期 3. 任命 4. 罷免

問14 誤判を防ぎ、公正な裁判を行うために、同一の事件について3回まで裁判を受けられる制度を何という？

1. 審級制度 2. 適正手続きの保障 3. 裁判員制度 4. 司法権の独立

問15 民事裁判において、権利や利益の侵害を訴えて裁判を起こした側を何という？

1. 弁護人 2. 被告 3. 検察官 4. 原告

答え合わせ・解説

問1	答え 4 付随的違憲審査制	裁判所が特定の法律だけを切り出して審査するのではなく、具体的な裁判事件の解決に必要なときに、その事件に関連する法律が憲法に違反しているかを審査します。これを付随的違憲審査制と呼びます。
問2	答え 1 解散	衆議院は解散があるため、国民の意見をより反映しやすいと考えられています。そのため、法律の可決や予算の議決において、衆議院の議決を優先させる「衆議院の優越」が認められています。参議院には解散がなく任期も長いので、衆議院よりも慎重な審議が期待されます。
問3	答え 3 3分の2	憲法第59条により、衆議院で可決し、参議院がそれと異なる議決をした場合、衆議院で出席議員の3分の2以上の賛成を得て再可決すれば、法律として成立します。これは「衆議院の優越」の最も代表的な例です。
問4	答え 1 良識の府	専門知識を持った議員が多く、法案に対して慎重で長期間の審議を行う姿勢から「良識の府」と呼ばれます。常任委員会などの制度を通じて、各分野の専門的な意見が取り入れられ、法案の質を高める努力がなされています。
問5	答え 2 司法権の独立	裁判官は、憲法と法律にのみ従い、自身の良心に従って独立してその職権を行使します。行政や国会からの干渉を受けないことで、国民の権利を守り、法による公正な紛争解決を可能にします。
問6	答え 4 控訴	第一審の判決が出た後、一定期間内に「控訴」の手続きをとることで、第二審での裁判が行われます。控訴は、事実の認定が間違っていることや、法律の適用が不当であることなどを主張するために行われます。
問7	答え 4 控訴	控訴は、第一審の裁判所が下した判決に対して行われ、主に高等裁判所が第二審として審理を行います。事実関係に誤りがないかや、法律の適用が正しいかどうか改めてチェックされます。
問8	答え 1 三審制	原則として第一審、第二審（控訴審）、第三審（上告審）の3段階で構成されます。段階ごとに、より上位の裁判所が関与することで、権力の濫用や誤りを防ぎます。
問9	答え 2 衆議院	予算案は、内閣が最初に衆議院に提出しなければなりません。これを「衆議院の先議権」といいます。衆議院で慎重に審議され、可決された後に参議院へと送られます。この制度により、国民の代表の意思が予算編成に最初から反映される仕組みになっています。
問10	答え 2 司法権	司法権は、法律やその他の法を適用して、具体的な争いを解決する権限です。日本では裁判所がこの権限を独占しており、他の機関から干渉を受けない独立性が憲法で保障されています。
問11	答え 4 起訴	「起訴」は検察官のみができる権限で、これによって刑事裁判が開始されます。起訴されると、その人は被告人と呼ばれ、裁判所に有罪か無罪か、またどのような刑罰を与えるべきかを審理されることになります。検察官は、国家の代表として犯罪の事実を証明する責任を負います。
問12	答え 4 和解	和解は、裁判官の仲立ちや当事者同士の話し合いによって合意に至る解決策です。双方が納得できる条件で譲歩するため、判決よりも納得感が高く、早期解決につながりやすいという利点があります。確定した和解は、裁判の判決と同じ効力を持ちます。
問13	答え 4 罷免	投票用紙には裁判官の氏名が記載されており、やめさせるべきだと考える場合は「×」を記入します。この「×」の数が投票総数の過半数に達したとき、その裁判官は罷免されます。
問14	答え 1 審級制度	日本は第一審、控訴審、上告審という3段階の審級制をとっています。同じ事実関係を慎重に見直すことで、人権を守り、公平な判決を導き出すことを目的としています。
問15	答え 4 原告	民事裁判は、「原告」と「被告」という対等な立場の当事者が争う仕組みです。原告は訴える側であり、被告は訴えられた側を指します。裁判官は、提出された証拠や主張を聞いて、どちらの言い分が正しいかを判断します。

問1 閣議を構成し、内閣の各部門の責任者として行政を担当する人たちを何という？

1. 国務大臣 2. 地方公務員 3. 国家公務員 4. 特別職

問2 司法権の最高機関であり、すべての裁判の最終的な判断を下す裁判所を何という？

1. 簡易裁判所 2. 家庭裁判所 3. 終審裁判所 4. 地方裁判所

問3 衆議院が内閣に対して、その職務の遂行を認められないと意思表示する決議を何という？

1. 内閣不信任決議 2. 予算の議決 3. 条約の承認 4. 法律案の議決

問4 予算の議決において、衆議院と参議院の意見が一致しない場合に衆議院の議決が優先されることを何という？

1. 両院協議会 2. 衆議院の優越 3. 予算の先議権 4. 不信任の議決

問5 衆議院が解散されている期間に、緊急の必要がある場合、参議院が内閣の求めに応じて開くことができる集会を何という？

1. 臨時会 2. 特別会 3. 緊急集会 4. 通常会

問6 誤判を防ぎ、慎重な裁判を行うために、同じ事件を3回まで裁判できる仕組みを何という？

1. 弾劾裁判 2. 参審制 3. 陪審制 4. 三審制

問7 衆議院で可決されると、内閣は衆議院を解散するか総辞職しなければならない決議を何という？

1. 予算案 2. 法律案 3. 内閣不信任案 4. 決議案

問8 最高裁判所に対する申し立てにおいて、原判決の破棄を求める理由となる最大の根拠を何という？

1. 法律解釈 2. 事実誤認 3. 量刑不当 4. 憲法違反

問9 日本において、誤判を防ぎ慎重な審理を行うために採用されている、3回まで裁判を受けられる制度全体を何という？

1. 三審制 2. 弾劾裁判 3. 陪審制 4. 参審制

問10 裁判所が他の国家機関から干渉されず、公平に法に基づいて判断を行う権利を何という？

1. 行政権の行使 2. 司法権の独立 3. 立法権の強化 4. 裁判官の罷免

問11 内閣が天皇の国事行為に対して行う、形式的あるいは儀礼的な同意を与える行為を何という？

1. 解散の権限 2. 助言と承認 3. 弾劾の権限 4. 指名の権限

問12 裁判官が職務にふさわしくない行為をした場合に、国会が設置して罷免するかどうかを判断する裁判を何という？

1. 行政裁判 2. 刑事裁判 3. 弾劾裁判 4. 民事裁判

問13 法律が憲法に違反しているかどうかを最終的に判断する権限を持ち、「憲法の番人」と呼ばれる日本の司法機関を何という？

1. 最高裁判所 2. 簡易裁判所 3. 高等裁判所 4. 家庭裁判所

問14 法律が有効になるために必要な、天皇が行う公的な周知の手続きを何という？

1. 改正 2. 公布 3. 施行 4. 制定

問15 通常国会において、最優先で行われる新年度の収入と支出に関する審議・議決の対象を何というか？

1. 法律案 2. 予算 3. 条約 4. 決算

問16 衆議院の任期満了前に、内閣の助言と承認により衆議院議員全員の資格を失わせ、選挙を行うことを何という？

1. 罷免 2. 召集 3. 解散 4. 否決

答え合わせ・解説

問1	答え 1 国務大臣	内閣総理大臣によって任命され、閣議に参加して政府の方針を決定します。過半数は国会議員でなければならぬと定められており、民主的な統制を受けています。各大臣はそれぞれ担当する省庁を率いて政策を実行します。
問2	答え 3 終審裁判所	最高裁判所は事件の事実関係だけでなく、憲法解釈や法律適用の誤りがないかを最終的に確認します。最高裁が出した結論は「判例」として、その後の他の裁判所での判断基準となり、法の統一的な運用に大きく貢献します。
問3	答え 1 内閣不信任決議	衆議院のみが持つ権限で、内閣の運営が不適切であると判断された際に可決されます。可決された場合、内閣は10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければなりません。これにより国会は内閣をコントロールし、政治の責任を明確にする役割を果たしています。
問4	答え 2 衆議院の優越	衆議院の優越とは、憲法で定められた衆議院が持つ強い権限です。予算の議決において両院が不一致の場合、両院協議会を経ても結論が出なければ、衆議院の議決が国会の議決となります。また、内閣総理大臣の指名や条約の承認についても同様の優越が認められています。衆議院の方が任期が短く、解散もあるため、国民の意見の変化に敏感であるという点が根拠となっています。
問5	答え 3 緊急集会	緊急集会は、衆議院が解散されている期間中に、国に緊急の必要がある場合に限り召集される会議です。内閣の要求により参議院のみで開催されます。そこで採られた措置は、次の国会が召集された後、10日以内に衆議院の同意を得なければ、将来に向かって効力を失うという暫定的な性格を持っています。
問6	答え 4 三審制	第一審、控訴審（第二審）、上告審（第三審）の3段階で審理が行われます。これにより、下級裁判所の判決に誤りがある場合でも、上級裁判所で正すことができます。特に、重大な人権侵害や事実誤認を防ぐための重要な手続きです。
問7	答え 3 内閣不信任案	衆議院でこの決議が可決された場合、内閣は10日以内に衆議院を解散しない限り、総辞職しなければなりません。これは、立法権と行政権の密接な関係を示す仕組みです。
問8	答え 4 憲法違反	最高裁判所への上告は、事実の認定を争うものではなく、法律の解釈や適用の誤りを正すためのものです。特に、判決が憲法の規定に反している「憲法違反」や、過去の重要な裁判の判断（判例）に違反していることが、上告の主要な理由となります。
問9	答え 1 三審制	原則として第一審、第二審（控訴審）、第三審（上告審）の3段階で構成されます。段階ごとに、より上位の裁判所が関与することで、権力の濫用や誤りを防ぎます。
問10	答え 2 司法権の独立	裁判官は、憲法と法律にのみ従い、自身の良心に従って独立してその職権を行使します。行政や国会からの干渉を受けないことで、国民の権利を守り、法による公正な紛争解決を可能にします。
問11	答え 2 助言と承認	日本国憲法第3条により、天皇が行う国事行為（法律の公布や国会の招集など）には、内閣の助言と承認が必要とされています。これにより、天皇の行為に対する責任は内閣が負うこととなります。
問12	答え 3 弾劾裁判	衆議院と参議院の議員で構成される「裁判官弾劾裁判所」で行われます。国会の裁判官訴追委員会から訴追された裁判官について、公職にふさわしいかどうかを審理し、罷免の判決を下すことができます。
問13	答え 1 最高裁判所	最高裁判所は全ての裁判所が持つ違憲審査権の最終判断を下す機関です。具体的な事件についてのみ法律が憲法に違反していないかを判断し、違反している場合は法律を無効にできます。
問14	答え 2 公布	公布とは、国会で議決され内閣が受け取った法律を、国民に対して「このような法ができた」と公的に知らせることです。日本国憲法では天皇が国事行為としてこれを行います。予算は国の活動方針であり法律とは性質が異なるため、この公布という手続きを経ることなく、国会での議決をもって成立となります。
問15	答え 2 予算	1月に召集される通常国会では、4月から始まる新年度に向けた予算案の審議が最優先で行われます。衆議院から先に審議を行い、次に参議院へ送られるのが一般的です。
問16	答え 3 解散	内閣総理大臣の助言と承認に基づき、天皇の国事行為として行われます。解散が行われると、衆議院議員は全員その地位を失い、40日以内に総選挙が実施されます。これにより、政権に対する国民の審判を下すことが可能となります。

答え合わせ・解説

問1	答え 4 内閣	内閣は、行政権を担う国家機関です。内閣総理大臣を長とし、その選んだ国務大臣によって構成されます。主な仕事は、法律を執行し、国政を運営することのほか、予算の作成や外交関係の処理、条約の締結など多岐にわたります。国会に対して連帯して責任を負う「議院内閣制」をとっています。
問2	答え 2 臨時国会	憲法に基づき、内閣が必要と認めるときや、衆参どちらかの議員の4分の1以上の要求があれば、臨時国会が召集されます。これは国の緊急的な課題を解決するために開かれるものです。
問3	答え 2 有罪・無罪の判断	裁判員は刑事裁判の第一審において、証拠を調べたり被告人の話を聞いたりします。その上で、裁判官と共に被告人が「有罪か無罪か」を判断し、有罪の場合は具体的な量刑についても話し合います。
問4	答え 2 予算	1月に召集される通常国会では、4月から始まる新年度に向けた予算案の審議が最優先で行われます。衆議院から先に審議を行い、次に参議院へ送られるのが一般的です。
問5	答え 3 内閣	下級裁判所の裁判官は、最高裁判所が作成した名簿に基づいて、内閣が任命します。なお、最高裁判所の長官は内閣が指名し、天皇が任命します。
問6	答え 3 会期の延長	通常国会は原則として150日間ですが、議論が長引く場合は一度だけ「会期の延長」が認められています。これは衆議院と参議院の双方の同意を得て行われます。
問7	答え 4 内閣総理大臣	内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の指名を受けて天皇に任命されます。総理大臣は国務大臣を任命し、内閣という行政組織のトップとして全体の指揮をとります。この仕組みにより、行政と立法が密接に連携しながら民主的な政治が行われます。
問8	答え 2 二院制	国会が衆議院と参議院の二つの議院から構成される制度です。両議院で別々に審議を行うことで、一つの議院による独走や誤った決断を防ぎ、より慎重で多角的な議論が可能になります。
問9	答え 4 地方裁判所	地方裁判所で行われる特定の重大な刑事事件において、くじで選ばれた裁判員が裁判官と共に審理に参加します。有罪か無罪か、また量刑はどの程度にするかを話し合って決めます。
問10	答え 1 閣議	閣議は内閣の意思決定の場であり、内閣総理大臣が主宰します。ここでの決定は原則として全会一致で行われる慣例があり、これにより行政の一貫性が保たれます。予算案の作成や政令の決定など、行政上の重要事項はすべてここで審議されます。
問11	答え 4 国民審査	衆議院議員総選挙の際、あわせて行われます。投票用紙に、辞めさせるべきだと思う裁判官の名前を記入し、それがない場合は何も書かず投票します。過半数の票が「辞めさせるべき」となった場合、その裁判官は罷免されます。
問12	答え 2 150日間	毎年1月に召集される通常国会は、法律案の審議や予算の決定を行う重要な場です。会期は150日間と定められており、この期間内に国家の重要事項を決定します。
問13	答え 1 審級制度	日本は第一審、控訴審、上告審という3段階の審級制をとっています。同じ事実関係を慎重に見直すことで、人権を守り、公平な判決を導き出すことを目的としています。
問14	答え 4 憲法違反	最高裁判所への上告は、事実の認定を争うものではなく、法律の解釈や適用の誤りを正すためのものです。特に、判決が憲法の規定に反している「憲法違反」や、過去の重要な裁判の判断（判例）に違反していることが、上告の主要な理由となります。
問15	答え 4 付随的違憲審査制	裁判所が特定の法律だけを切り出して審査するのではなく、具体的な裁判事件の解決に必要なときに、その事件に関連する法律が憲法に違反しているかを審査します。これを付随的違憲審査制と呼びます。